

国立大学法人岩手大学における反社会的勢力に対する基本方針

令和2年11月26日 制 定

国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の基本方針を定める。

1. 本学は、反社会的勢力との一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。
2. 本学は、反社会的勢力からの不当要求に対し、幼児、児童、生徒、学生及び役職員の安全を確保しながら、組織全体で対応します。
3. 本学は、反社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的措置を講ずるなど、毅然とした態度で臨みます。
4. 本学は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。

附 則

この基本方針は令和2年11月26日から施行する。